

千葉県報

号外
令和7年2月28日

主要目次

- 人事委員会規則
- 管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 職務の級別区分を定める規則の一部を改正する規則

人事委員会規則

管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年2月28日

千葉県人事委員会規則第二号

管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当の支給に関する規則（昭和三十五年千葉県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一警察の項千葉中央警察署 千葉東警察署 千葉西警察署 千葉南警察署 千葉北警察署 習志野警察署 八千代警察署 船橋警察署 船橋東警察署 鎌ヶ谷警察署 市川警察署 行徳警察署 浦安警察署 松戸警察署 松戸東警察署 野田警察署 柏警察署 流山警察署 我孫子警察署 四街道警察署 成田警察署 成田国際空港警察署 印西警察署 香取警察署 山武警察署 東金警察署 茂原警察署 市原警察署 木更津警察署 君津警察署 館山警察署の目中「香取警察署」を「香取警察署 銚子警察署」に、「茂原警察署」を「茂原警察署 勝浦警察署」に改め、同項警察署（千葉中央警察署、千葉東警察署、千葉西警察署、千葉南警察署、千葉北警察署、習志野警察署、八千代警察署、船橋警察署、船橋東警察署、船橋西警察署、鎌ヶ谷警察署、市川警察署、行徳警察署、浦安警察署、松戸警察署、松戸東警察署、野田警察署、柏警察署、流山警察署、我孫子警察署、四街道警察署、成田警察署、成田国際空港警察署、印西警察署、成田国際空港警察署、香取警察署、佐倉警察署、四街道警察署、成田警察署、市原警察署、木更津警察署、君津警察署及び館山警察署を除く。）の目中「香取警察署」の下に「銚子警察署」を、「茂原警察署」の下に「勝浦警察署」を加える。

附則

この規則は、令和7年3月1日から施行する。

職務の級別区分を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年2月28日

千葉県人事委員会委員長 高梨 國雄

千葉県人事委員会規則第三号

職務の級別区分を定める規則の一部を改正する規則

職務の級別区分を定める規則（平成二十八年千葉県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

一 職務の級別区分の表2 公安職給料表級別職務区分表警察の項千葉中央警察署 千葉東警察署 千葉西警察署 千葉南警察署 千葉北警察署 習志野警察署 八千代警察署 船橋警察署 船橋東警察署 鎌ヶ谷警察署 市川警察署 行徳警察署 浦安警察署 松戸警察署 松戸東警察署 野田警察署 柏警察署 流山警察署 我孫子警察署 四街道警察署 成田警察署 成田国際空港警察署 印西警察署 香取警察署 山武警察署 東金警察署 茂原警察署 市原警察署 木更津警察署 君津警察署 館山警察署の目中「香取警察署」を「香取警察署 銚子警察署」に、「茂原警察署」を「茂原警察署 勝浦警察署」に改め、同項銚子警察署勝浦警察署の目を削る。

附則

この規則は、令和7年3月1日から施行する。

購読料
本号
一部

六円

購読申込先
発行者
千葉県中央区市場町一番一号
千 葉 県
〇四三（二二三）二六五八